

呉市教育委員会会議録
(令和8年7月24日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和8年7月24日定例会

1 開催日時 令和8年7月24日（金） 14：00開会
16：19閉会

2 開催場所 758会議室（呉市役所7階）

3 出席委員 教育長 多田 博
教育長職務代理者 大之木 小兵衛
委 員 藤 脇 真 美
委 員 石 井 哲 朗
欠席委員 委 員 若 野 文 江

4 出席職員 教育部長 石 川 直 之
教育部副部長 横 田 三 奈
教育部副部長 伊 藤 賀 世
教育部参事補兼呉高等学校事務長 中 村 博 雅
教育総務課長 新 本 康 司
学校施設課長 森 脇 将 二
学校教育課長 木 屋 善 貴
学校安全課長 河 野 靖 弘
学校施設課主幹 山 岡 祐 介
教育総務課課長補佐 橋 本 優 子

5 傍 聴 者 1人

6 日 程

（1）会期決定について

（2）前回会議の報告

（3）教議第30号 第2期呉市教育振興基本計画の策定について

（4）教議第31号 「教育委員会事務点検・評価（令和7年度事務事業対象）」に係る意見交換
について

(14:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

本日、若野委員から欠席の届出がなされておりますことを、御報告します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、藤脇委員・石井委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和8年6月26日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第3については、議会に諮る案件のため非公開、日程第4については、教育委員会と事務局との意見交換が趣旨でありますので秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

(14:02)

教議第30号 第2期呉市教育振興基本計画の策定について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第30号「第2期呉市教育振興基本計画の策定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

新 本 課 長 教議第30号「第2期呉市教育振興基本計画の策定について」御説明します。

資料1ページを御覧ください。

まず、「1 計画策定の趣旨」です。

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定により、国の「教育振興基本計画」を参酌し、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定するものです。令和8年度をもって現行の計画の期間が満了することに伴い、令和9年度から令和13年度までの5年間を期間とする次期計画を策定するものです。

続きまして、「2 本計画の位置付け」です。

本計画は、呉市の最上位計画であり、まちづくりの基本となる「第5次呉市長期総合計画」の分野別計画に位置付け、教育・学術・文化の振興に関する総合的な施策を定めた「呉市教育大綱」を踏まえ、教育基本法に基づく呉市における教育の振興に関する基本的な計画として定めるものです。

また、呉市立学校における働き方改革に関することは、令和8年2月に「業務量管理・健康確保措置実施計画」を「呉市立学校における働き方改革取組方針」に位

置付けて改定したため、本計画から除いています。

なお、「第5次呉市長期総合計画」と、それを反映した「呉市教育大綱」につきましては、令和8年度から令和12年度までを期間として本年3月に策定されており、これらを基にした本計画を今年度策定することとしています。

2ページを御覧ください。

「3 計画期間」です。

計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間となります。

続きまして、「4 計画の内容」です。

計画の対象とする分野は、教育委員会が所管する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の学校教育と就学前の幼児教育としています。

表を御覧ください。

表の左側は現行の計画を、右側の太枠で囲っている部分が次期計画（案）です。主な変更点について御説明します。アンダーラインを引いている部分が変更箇所となります。

まず、「基本施策1 義務教育の充実」につきましては「選ばれる教育の充実」へと改めるとともに、個別の施策の四つ目、施策4「ICTを活用した教育の推進」につきましては、時代の進展を見据え、「AIとICTを活用した教育の推進」へと変更します。

また、現計画にはありませんが、次期計画（案）の施策7「コミュニティ・スクールの推進」につきましては、表の下※1にありますとおり、令和5年度に天応学園、令和6年度に呉高等学校、令和7年度からは、全ての呉市立学校に導入しましたので、新たに追加するものです。

また、現行の計画の施策8「教職員・組織の活性化」につきましては、※2にありますとおり、「呉市立学校における働き方改革取組方針」に位置付けたため、本計画から削除しています。

次に、「基本施策2 高等学校教育の充実」ですが、同様に次期計画（案）の施策11「コミュニティ・スクールの推進」を新たに追加するものです。

3ページを御覧ください。

「5 策定の考え方」です。

策定に当たりましては、「第5次呉市長期総合計画」及び「呉市教育大綱」を基本として、その目標、政策体系及び施策・取組におおむね沿った形で、内容をより具体化して整理してまいります。

表を御覧ください。

施策における「主な取組」の内容について、現行の計画との変更箇所を説明いたします。

まず、「基本施策1 選ばれる教育の充実」です。

施策1「幼児教育の充実」では、「主な取組」の欄の三つ目に、「研修会や相互参観等を通じた協働的な取組の推進」を新たに追加し、教職員等の資質・能力の向上や保育改善等を目指すこととしています。また、四つ目には「幼児教育段階からの『生命（いのち）の安全教育』の推進」を追加し、生命（いのち）を大切にする考え等を重視した取組を進めていくこととしています。

続いて、施策3「特別支援教育の推進」では、一つ目に「特別支援教育の視点を

生かした授業づくり」を追加し、全ての子どもの主体的な学びを支えていくこととしています。

続いて、施策4「AIとICTを活用した教育の推進」では、最後の項目に「児童生徒一人ひとりの理解度に応じた『個別最適な学び』の実現」を追加し、児童生徒がAI型デジタルドリル等を用いて、自分に合ったペースや方法で学習を進められるよう、取組を進めていくこととしています。

続いて、施策5「英語教育の推進」では、最後の項目に「『イングリッシュ・デイ』やオンライン英会話の実施」を追加し、英語で主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成してまいります。

続いて、施策6「豊かな心と体を育てる体験活動の充実」では、最後の項目を、「外部人材を活用した学校部活動の展開」とし、学校部活動について、これまでの部活動指導員の配置のほか、スポーツ団体、大学や文化芸術団体と連携して進めていくこととしています。

続いて、施策7「コミュニティ・スクールの推進」では、地域とともにある学校づくりをさらに推進するため、「学校運営に係る目標やビジョンの共有と学校評価の実施」や地域と連携・協働し「地域の特色や実態に応じた教育活動の充実」を図ることとしています。

4ページを御覧ください。

次に、「基本施策2 高等学校教育の充実」です。

施策9「総合学科の特色を生かした教育の推進」では、最後の項目にある情報活用能力について、これまでの取組をさらに一歩進め、情報を正しく使いこなす力となる情報リテラシーを身に付けることなどにより、「情報活用能力の向上の推進」を図ってまいります。

続いて、施策11「コミュニティ・スクールの推進」では、同様に、地域とともにある学校づくりをさらに推進するため、「学校運営に係る目標やビジョンの共有、学校評価の実施」や「様々な団体や地元企業とのネットワークを生かした教育活動の充実」を進めることとしています。

最後に、「基本施策3 安全・安心な教育環境の充実」です。

施策12「安全・安心で快適な環境整備」では、三つ目に「学校給食施設整備の検討」を新たに追加し、学校給食施設の老朽化や少子化などに対応するため、将来を見据えた給食施設の整備方針を検討することとしています。

続いて、施策14「いじめなどの問題行動や不登校への取組」では、従来の取組を再整理・具体化し、二つ目に「いじめを重大化させないための取組」、三つ目に「いじめを未然防止するための情報モラル教育の充実」を追加し、いじめの未然防止に向けた取組及び土壌づくりを進めることとしています。

四つ目には、「教育支援センターの運営や校内SSRの設置等、不登校等児童生徒の居場所づくりに向けた取組」を行うこととし、一人ひとりの不登校等児童生徒の居場所づくりにつなげていくこととしています。

また、最後の項目ですが「SOSを出すことができる児童生徒の育成」も新たに追加し、児童生徒の小さなSOSを見逃さず、いつでも安心して相談できる環境を整えることとしています。

施策15「防災教育の推進」では、これまでも継続して実施していますが、三つ目

に、「『土砂災害対応携帯マニュアル』及び『地震・津波対応携帯マニュアル』の配付・携帯」を追加し、自分の命は自分で守る力を育成していくこととしています。

四つ目に「家庭・地域を巻き込んだ防災教育」の取組を追加し、地域合同避難訓練などを実施することで、学校・家庭・地域が連携し、ともに防災力を高めることとしています。

以上が、今回の次期計画（案）における主な変更点です。

5ページを御覧ください。

「6 今後のスケジュール」です。

まず、呉市議会9月定例会前の8月に開催される文教企業委員会において、本日の資料で行政報告を行います。

11月には、同様に、計画素案とともに、パブリックコメントを実施する旨の行政報告を行い、12月からパブリックコメントを実施し、3月に計画の最終案をお示しする予定です。

また、教育委員の皆様には、それぞれ行政報告を行う前の教育委員会会議定例会で、御審議いただき、3月定例会で計画の策定を行う予定としています。

なお、8月定例会において、計画の素案を教育委員の皆様と意見交換させていただき予定としています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の教議第30号「第2期呉市教育振興基本計画の策定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

大 之 木 委 員 「4 計画の内容」の「基本施策1 選ばれる教育の充実」は、大変すばらしい方針だと思います。

その中で、4の「AIとICTを活用した教育の推進」、7の「コミュニティ・スクールの推進」は、やり方によっては、すばらしいものになるんじゃないかなと思います。

※2の働き方改革について、この計画からは削除され、違うところでピックアップされています。現場教職員の負担を軽減しながら、この新しいAIとICTの取組とコミュニティ・スクールの推進を同時に取り組んでいけないと思いますが、こちらの担保はどのようにとられているのかということを質問させていただきたいと思います。

木 屋 課 長 4の「AIとICTを活用した教育の推進」、7の「コミュニティ・スクールの推進」と教職員の働き方改革の推進について、新しいものを取り入れつつ、教職員の働き方改革をいかに進めていくのかという御質問をいただいたと理解いたしました。

それに関わって、このAIの活用や、コミュニティ・スクールの推進が、教職員の働き方改革にも大きく関係してくるものだと考えています。

コミュニティ・スクールを推進することは、例えば、子どもたちの体験活動の充実や地域の方、保護者の方とのつながりの中で子どもたちが学ぶという、子どもたちにとっても大変意義のあることだととらえて、この次期計画の中に位置づけております。

また、コミュニティ・スクールを進めることで、これまで教職員のマンパワーで

やってきた部分が、地域の方、保護者の方の力を活用して、負担軽減にもつながっていくものだととらえています。

今、コミュニティ・スクールを進めておりますけれども、新しいことをスタートすると、教員の負担は一時的には増える場面もあろうかと思いますが、こういったことを進めることが、教職員の働き方改革にも寄与するものと考えています。

これは、A I も同じように、教職員の業務の改善に大きく寄与するものと捉えておりますので、子どもたちへの教育ということの意味と、教職員の働き方改革や業務の効率化というところにも、大きく影響するものとして進めていきたいと思っております。

大之木委員 A I は、私も業務で使用しておりますが、使い方によっては本当に便利で、時間を有効に使えるすばらしいものだと思います。

ただ、それを先生方が悪い方向に使わないようにと思います。

2週間ぐらい前のニュースだったと思いますが、「ノルウェーが日本の教育に警鐘を鳴らす。」というものが流れていました。

ノルウェーは、学校教育にA I ・I C Tを世界的に見ても進んで入れてやってきたそうですが、学力が今完全に低下しているということと、思考がスキップしているということです。

要は自分で考えて、手で書いて計算するところの能力が、落ちてきているというようなことで、ノルウェーから「日本大丈夫ですか。」というような、ニュースだったんですね。

ノルウェーは、結局今からどうするかというと、スマホの学校持ち込み禁止だそうです。

それから、紙の教科書への回帰と生成A I の利用が原則禁止になっているそうです。

これは、世界でも大失敗の例ですので、日本は絶対この同じ轍を踏まないようにしなければなりませんと思います。

先日、東京から来られたあるA I 等の先生に、この質問を投げかけたら、私も本当にうなずけるんですが、「A I は、わかっている人が聞かないと利用できない。」とおっしゃるんですね。

分からない人がプロンプトを入れて、答えが出てくるとのみにしちゃうので、「いや、そうなのか。俺はそう思わんぞ。」というぐらい勉強してないと、結局A I は使いこなせませんという結論を聞いたんですね。A I を学校の中でどこまで生かしていくのかというのは、我々は考えていかなきゃいけないと思います。

したがって、4の「A I とI C Tを活用した教育の推進」と、「個別最適な学び」の実現は、本当にしっかり取り組んでいかないといけないと思うわけであります。

最後に、この第2期計画案は非常に素晴らしいんじゃないかと思っております。

これは持論ですが、選ばれる教育を実現するために、私は呉市教育委員会や学校にとどまらず、例えば呉市が誇る歴史だとか、地域資源だとか、産業界とかですね、関係機関などを教育のパートナーとして最大限に巻き込んでいくことが、この成功の絶対条件じゃないかと私は考えております。

したがって、コミュニティ・スクールなどを活用して、呉市全体で子どもた

ちを育てていく開かれた教育行政というのが、この第2期でもって、近づけるのではないかと考えた次第です。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

(14:23)

教 育 長 それでは、ここで一旦定例会を中断させていただいて、先に「トピックス」の説明をお願いします。

(各課からトピックス等について説明)

教 育 長 それでは議題に戻ります。これより秘密会の議題に入りますので、説明員の交代をお願いします。

(14:51)

教議第31号 「教育委員会事務点検・評価（令和7年度事務事業対象）」に係る意見交換について
--

【意見交換】 意見交換のため会議録は省略

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

(16:19)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 多 田 博 ）

（ 委 員 藤 脇 真 美 ）

（ 委 員 石 井 哲 朗 ）

（令和 8 年 7 月 2 4 日定例会）